慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	竹越与三郎『人民読本』における「愛国」をめぐって
Sub Title	On "patriotism" in Jimmin dokuhon (Citizen readers) by Takekoshi Yosaburo
Author	牛見, 真博(Ushimi, Masahiro)
Publisher	慶應義塾福沢研究センター
Publication year	2024
Jtitle	近代日本研究 (Journal of modern Japanese studies). Vol.40, (2023.) ,p.153- 173
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20230000-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近代日本研究第四十巻（二〇二三年度）
研究ノート

竹越与三郎『人民読本』における「愛国」をめぐって

牛見真博

はじめに

竹越与三郎（一八六五～一九五〇）は、慶應義塾で福沢諭吉に学んだ後、『国民新聞』や雑誌『世界之日本』などで時事問題を論じ、政治家では陸奥宗光や西園寺公望に親炙した。とくに西園寺公望が文部大臣を務めた際には勅任参事官兼秘書官となり、その後自らも政界に地歩を進めることになる。(1)

彼が著した『人民読本』は、日清戦争と日露戦争の戦間期にあたる明治三四年（一九〇一）に刊行され、その後加筆修正されたものが大正期に出されている。(2) 本稿で取り上げるのは前者の明治版であり少年少女に語りかける文体で、国体をはじめ、国民としての義務や責任、権利についても説いた公民教育に資するものとし

て、刊行当時多くのジャーナリズムに好意的に迎え入れられた。(3)

『人民読本』で竹越の唱えた「愛国」の内容については、西田毅氏が、戦時のみでなく近代国家の国民としての「平時」の在り方を説き「愛国心の概念を広く解釈」し、「健全なナショナリズム」、「理性的な愛国心」を示し、「偏狭な国家主義者や封建的な忠君愛国論者のそれと鋭く対立」するものであったと指摘している。(4)

また一般に、竹越はその人物評として「国家主義」に対置する「世界主義」者とされ、例えば高坂盛彦氏も竹越について、「明治後期から主流となっていった『忠君愛国』とはまったく無縁の思想であり、『国体』の呪縛から遠く離れたところにあった。狭量な国家主義や東洋の盟主論を排し、『世界の日本』、言いかえれば世界的見地に立ち、世界との関連に配慮しつつ、日本の国策を展開すべきことを主張した」(5)と述べている。

しかしながら、ここで留意したいのは、竹越は、『人民読本』において実際には、当時の時代思潮としての国家主義に対して、むしろ対立構造にならないように「愛国」を説いているという点である。(6)

筆者は、日清・日露の戦間期において『人民読本』が広く受容されたのは、その「愛国」の主張の打ち出し方に起因するものであると考えている。とくに明治二三年の「教育勅語」発布以降、「忠孝」の重視は、「忠君愛国」と言ったように、「愛国」を語る際に不可分の要素であり、逆に言えば「愛国」を語る際には、常に「忠孝」に収斂する傾向があった中で、竹越は『人民読本』において、国家主義を否定することのない叙述によって「愛国」の解釈を広げ、社会的な受容にも一定の成功を見たのである。

本稿では、そうした叙述の背景とともに、竹越『人民読本』における「愛国」の説き方について、若干の考察を加えようとするものである。

一　背景としての西園寺公望

竹越の説く「愛国」について触れる前に、伊藤内閣において明治二七年（一八九四）（一次）、同三一年（二次）と二度にわたって文部大臣を務めた西園寺公望との関わりについて触れておきたい。[7]

竹越は『世界之日本』の刊行以前から西園寺に親炙し、とくに西園寺が二度目に文部大臣を務めた際には勅任参事官兼秘書官となった。西園寺は文部大臣時代の講話や演説で、「教育勅語」発布以後の教育界における国家主義色の強い滅私奉公的な「忠孝」の指導に疑問を投げかけたことから、当時のジャーナリズムでは「国家主義」に対置する「世界主義」者というレッテルを貼られ、しばしば批判の対象となった。

現在では、西園寺が第二の教育勅語の作成を目指していたことはよく知られるようになったが、[8]もしそれが世に出ていれば、その具体的解説として最も意を体現していたであろうと言われているのが竹越『人民読本』である。竹越自身も『人民読本』の「題言」において、西園寺の意向を色濃く反映させていることを、「略ぼ脱稿せるや之を西園寺侯に呈して教を請ふ。侯、校閲の後、示教せる所少からず。因つて改竄増補すること数次」と述べている。[9]

西田氏は、竹越『人民読本』を西園寺公望の公民教育論の系譜を承継するものとして次のように述べている。

『人民読本』が意図する「自由公民」の育成が、西園寺が構想した新教育の基軸となるべき「公民教育」

論と一致することは一読してあきらかである。その意味で、本書は、まさに、不発に終った「第二次教育勅語」と密接な関わりをもった西園寺のリベラルの教育論を祖述した作品であることはまちがいないであろう。[10]

文部大臣時代の西園寺は、当時の修身教育の在り方について、たとえば「高等師範学校卒業証書授与式における演説」（明治二八年三月三〇日）では、[11]「世間」が「東洋ノ陋習ニ恋々シ之ヲ改ムルニ憚ル」とし、「偏局卑屈ノ見解」を以て「忠孝」を説いたり、「古人奇僻ノ行」を人生の範としたりすることを危惧している。具体的には、当時の修身教育が現実離れした「忠孝」の体現者を模範とした内容であったことを批判している。[12]

官邸における高等学校長、尋常師範学校長への演説（明治二八年五月二四日）にある西園寺の、公の場で徒に「大和魂を唱ふるのみ」で「自国を偏信し外国の事を知らしめざる」ことを良しとしないという発言[13]は、「国家主義」に対置する「世界主義」として批判の対象となった。

一方で、西園寺に賛同する意見も表明され、[14]明治二九年当時にあっても、「勅語教育」の趣意を踏まえた実践は確立しておらず、「大に形式的に流れたる」状況であるため、西園寺の「世界主義」と攻撃される徳育論は、むしろ「固陋の見を去り、此日進の世に処するべき博大聡明の徳義を養成する」もので、「立派なる一種の意見」であるとしている。

そもそも西園寺は国家主義を否定するものでは決してない。西園寺が「国家主義」を否定しているかのように捉えられたことが決して本意でなかったことは、西園寺自身による次の言からも窺える。

人或は余が大和魂の養成と云う如き事を主張せざるを以て、国家主義に反せりと云わんか。是れ亦不可なり。大和魂は固より之を養成せざるべからず。我が国民が数千年来養い来れる忠勇の気象は、固より大切なれば、之を重ぜざるべからざるは、言うまでもなけれども、国民の発達は、是のみにて可なる者にあらず。(15)

西園寺は、「大和魂」の養成や「忠勇の気象」を重んずることは否定しないが、封建的な主従関係で成り立っているわけではない近代国家における「国民の発達」は、それだけでは不十分というのである。

難波知希氏は、西園寺の教育思想について、「日清戦後の日本を世界的な見地から捉えて、自国を偏信する思想や東洋の陋習からの脱却を訴えるものであり、列国に比肩する新文明国日本に適う『新道徳』の思想を含むもの」として、「ナショナリズム」の「変容を志向し」、「補正を迫る思想」であったと述べている。(16) さらに、西園寺による第二教育勅語の狙いを、

教育勅語の理念の貫徹を前提としつつも、それの諸要素の中から『リベラル』な要素を見出し、それに適う『新道徳』とともに補正勅語案で強調して示すことにより、教育勅語の理念の『補正』を試みることであったと言える。ゆえに、この計画は教育勅語に基づく既存のナショナリズムの変質を迫って、新しいナショナリズムを構想するものであったと評せる

とし、その内実は「西洋諸国のみが焦点化されていることから、『世界主義』と評されつつも実質的には西洋

中心主義であり、時代的な限界を抱えていると言わざるを得ない」としている。(17)

留意すべきは、西園寺も竹越も「国家主義」による精神論に依拠した偏狭な忠君愛国について、その変容を志向するものの、「国家主義」自体を否定してはいないことである。その点において、西園寺は自らの教育観の真意をうまく表明し損ねたために、揚げ足を取られた格好となり批判の対象となったと言えるであろう。

ただし、この苦い経験は、西園寺の教育観を色濃く承継した竹越『人民読本』において、「国家主義」と対立構造にならないよう、とくに「愛国」の打ち出し方についての配慮となって活きることとなる。

二　『人民読本』における「愛国」

竹越は『人民読本』の目的について、「題言」の中で次のように記している。

> 我国を見るに、已に立憲政体を有しながら、普通教育部内に於ては、我国家、人民、及び政務に関して、一毫も教ふる所あるなし。是れ豈に教へざる人民を作るものにあらずや。……曰く、日本国は已に立てり是より日本人民を作らざるべからずと。余が此書を著述したる所以の志、唯だこれに外ならず。(18)

竹越は、従来の普通教育において「国家」「人民」「政務」について教えることは皆無であることに鑑み、近世からの儒教イデオロギーの影響が依然根強い社会にあって、立憲国家における国民の在り方を啓蒙しようとしたとする。『人民読本』が西園寺公望の肝煎りで刊行されたことも、二人の人的及び思想的な近さを物語っ

ていよう。ここでは、同書における「愛国」の語られ方について具体的に確認することで、竹越は必ずしも当時の国家主義的な「愛国」を否定していなかったことを明らかにしたい。

第一章では、家族を愛するように、国家を愛し、「暴虐不正を加へむとする者ある」場合には、「あらむ限りの力を尽して、国家を保護」すべきであり、こうした国家を愛する念を「愛国心」としている。[19] 竹越が、明治近代国家は家制度を基にした明治憲法、旧民法により成り立っている立憲政体であることを踏まえ、家族主義的国家観を見せていることに留意したい。なぜなら、こうした認識はむしろ国家主義者の主張として「教育勅語」の中軸である「忠孝」一致の論理を支えるものだったからである。[20]

第二章では、「何故に国家を愛するか」として、「人情の自然」としての愛国を説く一方で、「別に国家を愛せざるべからざる道理あり」として、愛国は、「祖先」と「子孫」に対する「義務」であり、「国の禍福」は個人の「禍福」とも一致すると述べる。[21] さらに、次のように続く。

> 譬へば茲に一人ありて、非常に便利なる機械を発明する者あらば、御身等もまた其福を受くべく、また一人ありて遊惰放蕩の風を増長して、勤勉有為の気象を薄くすることあらば、従つて御身等の家族も、また其禍を受くるに至るべし。若しまた不幸にして外国と戦端を開きて敗北する場合あらば、日本国の安全は保つべからざるのみならず、御身等の安全も、また保つべからず。……之によりて見るも、日本一国の禍福は、即ち御身等の禍福となることを知るべし。故に平時にありても、戦時にありても、己の一身一家の如くに、国家を愛護するは、我等の共同の利害のためなり。[22]

「国家を愛護」する理由は、「我等の共同の利害のため」であり、「己」（個人）と「国家」が離れて成り立つものではなく、運命共同体のごとく両者が結び付いていることを説いている。

そして、第三章「如何にして国家を愛すべきか」では、前提として「我国が外敵の為に侵されむとする場合には、あらゆる力を尽して、外敵を防ぐ」ことが、「我等の義務」であり「これ喜んで其義務を尽す人は、最も尊貴なる人なればなり」、さらに「これ確に愛国中の最も義烈なる方法なり」と説く。[23]

ただし、竹越は必ずしも戦時における貢献だけを説くわけでなく、「戦争なき平時にありても、国を愛する法は少きにあらず」として次のような愛国観が語られる。すなわち、「御身等が学問修業の後、科学工芸等につきて比類なき大発明を為し、之によりて我産業の上に非常なる進歩を促すこと」、「学問美術の上に於て大製作を出して、一代の文運を進むること」は、「これまた戦争に際して、身命を擲つにも劣らざる愛国の所業なり」としている。[24] また、「人の母として、若しくは姉として、其子弟を学校に送りて、日本人民たるに欠くべからざる教育を受けしむること」も、「愛国の所業」であるとし、その理由としては、「国事に尽すべき人を作るものなるが故」であるとする。[25]

「投票」が愛国の行動であることも、第十章で具体的に述べられる。

> 賢良なる議員を選挙するは、御身等が国に対する義務なるぞ。御身等が国家の為めに善事を為すことを得べしと信ぜざる人を選挙するは、愛国心なき所業なるぞ。……且つ選挙に際しては、如何なることあるも、投票権を捨つべからず。是を捨つるは自から其自由を捨つるものにして国家より見れば、愛国心なき所業なるぞ。[26]

ここには特に、近代の立憲国家において「忠君」だけでは事足りないという西園寺、竹越の主張がよく表れていよう。「帝国議会の選挙に際して、真に此人こそ日本の福利を図るならむと信じたる人に投票する」（第三章）という「投票」行動もまた「愛国心」の表明であるという、近代国家における国民の権利が持つ重さの理解と啓蒙に意を注いでいることが窺える。

「愛国心」を示す方法として、先の第三章では、「力弱くして外敵と戦ふ能はずとて、愛国心を示す能はざるを憂ふることなかれ。凡そ人民として為すべく、為さざるべからざることを為すは、即ち愛国の端緒なるぞかし」とも説いている。[27] 興味深いのは、「隣家の老翁」が高齢のため出征することがないのを、愛国心を示すことができないことと侮ってはいけないとする次のような具体例である。

> 彼は今年七十歳にして、一の乾物屋に過ぎざれども、彼が正直勉励の気風によりて近傍、承認の亀鑑となりたることと、彼の財産の幾分を軍事費として政府に献じて、国家に尽したることとは、また確かに愛国の所業なるぞかし。[28]

実直に勤勉に生活し、納税を果たすこともまた「愛国心」を示す一助であることが説かれ、「人正しく生活し、其職分に忠実に、其力を一身の外に及ぼすことは即ち愛国の第一着歩なり」、「勤勉忠直にして、国の基を建つるは、みな愛国の所業なり」とある。[29]

こうした国家への貢献方法として挙げる具体例こそ、文部大臣時代の西園寺が、これからの時代は「逆境」で忠孝を発揮する人物ではなく、「順境」にあって人としての在り方を教える修身教育が必要であるとしてい

た内容を、竹越が具体化したものと言ってよいだろう。ここでは「忠孝」を重んじる臣民教育から、「国家」のために「国民」としての義務と責任を重んじる国民教育への移行を強く意図していることが窺える。

第四章「虚偽の愛国心」には、「愛国」とは「己の国を愛すること、我家を愛するが如くなるを云ふ」とあり、[30]その国を愛する心を、如何にして実際に示さんとするかについて次のようにある。

何事にても我国民の為したることは是なりとするが如きことあらば、是れ真正の愛国心にあらずして、虚偽の愛国心なることを忘るること勿れ。我国民の為したることも、是なることあれば、非なることもあり。其非なることも、我国民の為したることとなりとて、強ひて之を是なりとすることあらば、是れ他国に対して、我国民の信用と威望とを損するものにして、決して愛国の所業にはあらず。[31]

この点について西田氏は、「彼は、世界の文明国の行動準則に適合しない利己的愛国心は、健全なナショナリズムと全く無縁なものという考えを抱いていた」と指摘する。[32]こうした自国だけを是とすることへの戒めは、先に挙げた文部大臣時代の西園寺の「官邸における高等学校長、尋常師範学校長への演説」で、「自国を偏信し外国の事を知らしめざるものは国民の良友に非ず」とあることに照応していると言えよう。

また、竹越は第七章「国家に対する人民の権利と義務」で、「国家」を「一個人の幸福」のためにあると説く。[33]竹越はここで、いかなる場合にも「国家」は、人民の「一個人の幸福」を慮るとともに、それを国家へ「要求」する「権利」があると言明している。その一方で、『人民読本』において随所で語られる、国家の利益を個人の利益に優先する国家主義的な「愛国」も見逃すことはできない。第五章「天皇」には、次のようにある。

歴史上の由来ある天皇は、国土人民を統治し給ふが故に、国を愛するは即ち天皇を愛する所以なるを見るべし。……人民が天皇に忠勤を尽すべきは勿論なることにして、殊に我等は生れて　今上天皇陛下の如き明君を戴くは、取り分けて幸福と云はざるべからず。故に誠心誠意、臣子たり、人民たる職分を尽すことを忘るべからざるなり。(34)

「国を愛するは即ち天皇を愛する所以なるを見るべし」とあるのは、同書刊行から遡ること八年前、明治二六年（一八九三）時点の竹越自身が『国民新聞』の評論で述べている、「君主即ち国家、国家即ち君主てふ一虚栄的の思想」(35)であるとする国家主義批判の一面とは矛盾していよう。こうした言説の変化からも、同書が国家主義を否定することなく叙述していることが窺えるが、第六章「大日本帝国憲法」においても国民の義務が次のように語られる。

御身等は国家に対しては、人民たり。天皇に対しては、臣子たり。御身等は天皇を尊敬して、且つ親愛し、其権威に服し、其命令を守り、其意志を奉ぜざるべからず。是れ日本の臣民たる、御身等の義務なるぞかし。(36)

以上のような叙述内容からは、竹越が『人民読本』で提唱するのは、「忠実に自家の独立を為し、正当なる一個の良市民となり、無事太平の日に殖産興業以て富国強兵の基を造り、国家有事の日に挺身献金飽迄も君国のために尽さんとする」(37)との言に象徴されるように、「国家有事」の際には個人を超えて、「挺身献金飽迄も君

国のために尽くさんとする」ことを厭わない「愛国」である。

その一方で、近代国家の国民として、それぞれの立場において様々な貢献の方法があることを説き、決して国難の時にだけ「義勇兵」となるようなあり方ではなく、平時におけるあり方をこそ大切に重んじて生きることを説いている。そうしたあり方もまた「愛国」であると説いた同書は、当時の滅私奉公的な忠孝を軸とする国家主義的な「愛国」だけではない、捉え方の枠組みを広げたという点において、広く人々の共感を得る一書とされたことも自然なこととして首肯できるのである。

三　「忠孝」重視との関わりにおいて

『人民読本』が刊行されて後、当時の多くの新聞雑誌が同書を取り上げているが、おおむね共通しているのは、「此種の書、本邦未だ絶えて之れなし、能く時勢に適切なるものと謂ふべし」[38]、「史談あり警諭あり頗る興味を助け能く少年読者の注意を惹き易からしむ其労多とすべし日本国民の相続人たる少年子弟にして之に由て我国政の概略を学び得ば他日成立の後大に裨益を感ずるならん……好個の読本として家庭及学校に推薦するを躊躇せざるなり」[39]といった大手ジャーナリズムをはじめとする同書への好意的で高い評価である[40]。

『国民新聞』で同僚であった山路愛山は、従来の教育界が敢えて我が国における近代国家の制度を教えてこなかったことを批判し、「国民教育」の観点から『人民読本』を歓迎している。とりわけ、「誰れが内閣に座はつても頓着せず、食つて、働いて、寝て居られればそれで宜しと云ふが如き毒気のなき好人物のみにては日本国の運命は危し」として、国民の政治への無関心を戒めるとともに、「国と制度とに関する知識」が必須であ

ることを述べている。[41] キリスト教系の「福音新報」には、次のように見える。

従来の教科書の如く無意味なる誇張的文字を連ねて少年の頭に忠君愛国の缶詰を為すが如きの弊は著者の最も避けんとしたる所である様に見受けられる。……本書が滔々たる世の教科書と其の撰を異にする所であつて、又最も本書の価値の認識せらるる所であらふと思ふ。其の天皇と人民との関係を明かにし、愛国を説くと共に偽愛国を戒しめ、忠勇を教ゆると共に戦争の悲惨を示し、国家の態面を重んずると共に、敵国の民を愛すべきを誨へたるなど著者の用意の周到なるを見る事が出来る。[42]

愛国を説きながらも、「誇張的」な「忠君愛国」を避け、「偽愛国」、「戦争の悲惨」、「敵国の民を愛すべき」ことを示した点を、竹越の用意周到さとして高く評価している。

さらに、『慶應義塾学報』は、「竹越氏の人民読本に接し深く其時弊を救ふの効ある可きを思ふ。……若し之を以て小学中学の教科書となさば国民をして善く政治思想を発達せしめ延ては憲政運用の美果を収め得ければなり」とあり、[43]「小学中学の教科書」として大いに資すると高く評価するなど、『人民読本』がそれぞれの立場といったものを超えて歓迎されたことは特筆されよう。それはまた明治三〇年代半ばにおいて、いまだ「教育勅語」にとらわれない言論を表明する余地の存していたことが窺える。

なお、『慶應義塾学報』が高く評価している背景には、慶應義塾関係者が明治三三年に徳育論である『修身要領』を世に問うていることとも関係していよう。同書は福沢諭吉著とされるが、病中で執筆が困難だったことから、実際には門下生たちが編纂している。『修身要領』は「忠孝」の徳目については触れていないため、

それを「教育勅語」の半官的解説である『勅語衍義』を著した東京帝国大学教授の井上哲次郎が、「翁が修身要領中に忠孝の事を言わずして単に独立自尊を説く処、分明に教育勅語と相背馳せり」[44]と批判している。[45]

しかしながら、福沢は「教育勅語」における一二の徳目自体には理解を有していた。[46]それにも拘わらず『修身要領』において「忠孝」に言及していないことは、「忠孝」を強調することがかえって道徳教育の捉え方を狭めてしまいかねない編纂者らの危惧からではなかったかと思われる。奇しくも同時期に同窓である竹越が著した『人民読本』は、忠孝だけに偏る教育からの脱却を意図するものであり、『修身要領』の主張を補完する一書としてもまさに時宜を得たものであった。

例えば、忠孝だけに偏る教育への疑念は、竹越が一時期、精力的に執筆に参画していた『国民新聞』での明治三〇年当時における久津見息忠の論説「教育社会の暗潮」に、次のように述べられている。

> 静に我教育社会の思想の潮流を観察せよ、……忠たれ、孝たれ、主権には盲従せよ、父母にも盲従せよ、人として天地の間に立ちて恥づる所なきものたらんよりも、国民として国家の旨に適ふ忠臣たれと云ふなり、忠孝と云ひ、国民の義務と云ふ、余はその極て貴重すべきものなることを知る、……国家に盲従し、父母に盲従すべしと説く忠孝の思想と、自由権利の思想とは、其の根本に於ては、両立しがたきものなり、蓋し彼れは個人を役し、此れは個人を立つるものなればなり、然れども、吾人はこの両立しがたき二思想の、何れをも棄つることを得ず[47]

こうした言説は、竹越の『人民読本』における問題意識とも呼応するものであり、当時の教育課題の一端を

窺うことができる。「国家」と「父母」に盲従すべしと説く「忠孝の思想」と、「自由権利の思想」とは両立しがたいものであるが、それでも「両立しがたき二思想の、何れをも棄つることを得ず」というのが、実際のところであろう。そもそも近代国家においては、国民が主体的に国家を担う存在であり、国民は自由や権利を有する一方で、国防の義務も生じることは矛盾するものではない。

同様に、「国家主義」と「世界主義」を峻別できないこともまた、かつて「教育勅語」に対する不敬事件で糾弾された内村鑑三が、明治二九年に論説「世界の日本」で次のように述べていることが物語っている。

> 余輩は勿論国粋保存の必要を知る、……余輩が世界の日本を叫ぶの理由は実に明々白々……即ち鼻は体の一部にして体は鼻の属にあらざる事是れなり、即ち日本は世界の日本にして世界は日本の属にあらざる事是れなり、……余輩は必しも世に所謂世界主義を採る者なりと曰はず、世界主義と云ひ、国家主義と云ひ、若し公平に、学術的に、哲理的に、之を攻究すれば其帰する処は一なり、……余は世界主義を取る者なり、日本を世界の一部として見ればなり、余輩は国家論者なり、日本の利益発達を正当自然の観察点より攻究せんと欲する者なればなり。(48)

ここでの「世界主義」とは、自国を過信することなく世界の中に客観的に自国を位置づけながら、国力の向上を志向する態度と言えよう。内村は、「日本を世界の一部として」見ながら、「日本の利益発達」を考える点においては「国家論者」と何ら変わらないと述べているが、西園寺や竹越の姿勢もこれに通ずるものがある。

実際、西園寺は早くから忠孝の重視だけでは成り立たない社会の現出と新道徳の必要性を見据えていた。西

園寺の第二教育勅語案の意図について、後に竹越が次のように記している。

公（西園寺公望：筆者注）の意は従来の道徳は、社会が上下の両階級より組織せられたる時代の産物であるので、仰いで見るの心得と伏して見るの心得のみから成立つている。然るに今や社会の状態は一変して、上下、左右の社会となりて、社会の横幅が広くなって来た。道徳の本旨は古今によって変りはないが、道徳の形式は時代によりて変化せねばならぬから、新社会に処すべき新道徳を起こさねばならぬ。殊に産業が盛んになって、社会が一大工場、若くは市場ともいふべきものとなったとき、上下道徳ばかりでゆくものでないから、人民がすべて、平等の関係において、自他互に尊敬し、自から生存すると共に、他人を生存せしむることを教へねばならぬと言ふのであった。(49)

畢竟、西園寺が述べる「新社会に処すべき新道徳」の一端は、竹越が『人民読本』で説いたような具体的な「愛国」として、国家主義的な要素を多分に含みながらもその枠組みを広げる見方を提起し、「忠孝」重視に偏る教育の限界を、強く照射することにもつながったと言えるであろう。

おわりに

『人民読本』は、明治二三年発布の「教育勅語」で掲げられる「忠孝」を否定することなく、かつ西園寺が第二の教育勅語で試みようとした「新社会に処すべき新道徳」を具現化して世に問う上で、その主張が広く受

け入れられることに重きを置いた竹越の用意周到さが窺える。そこにはかつて、文部大臣時代の西園寺が自らの真意が伝わらないままに、「国家主義」に対置する「世界主義」者としてレッテルを貼られ、当時のジャーナリズムから批判を受けた経験が踏まえられてもいよう。

なお、『勅語衍義』などで強く「忠孝」重視を説いた井上哲次郎にあっても、後の明治四四年の時点では、次のように「忠孝ばかりでは足らぬ」と述べるに至っている。

> 国民道徳よりもっと広汎なものがある。例へば忠孝と云ふようなことは国民道徳としては大事なことであるが、忠孝ばかりでは足らぬ。(50)

見城悌治氏はこうした井上の変化について、「大逆事件発生などの思想的大事を受けた井上が、『現代思想の変化』にどのように対処していこうとするのか。その戸惑いや揺らぎが現れたものと理解して良いだろう」と述べている。(51)「忠孝」を重視する国家主義だけでは立ち行かないことを、井上にあっても認めざるを得ない時代状況が現出するに至り、こうした変化が生じた。

竹越が『人民読本』で説いた「愛国」は、日清戦争での勝利で勢いづき、欧米列強との比肩を強く意識した明治三〇年代半ばの戦間期において、イデオロギー対立に陥らないための配慮がなされ、「国家主義」や「忠孝」重視の社会風潮に水を差すことなく、且つ、それだけに拠ることの限界をも強く照射し得たことで、広く受容される上での時代的な要件を満たしていたと言えよう。

注

（1）竹越与三郎の評伝については、高坂盛彦『ある明治リベラリストの記録――孤高の戦闘者竹越與三郎伝――』（中公叢書、二〇〇二年）、西田毅『竹越与三郎』（ミネルヴァ書房、二〇一五年）参照。

（2）『人民読本』を全面的に取り上げた先行研究には、『人民読本（竹越与三郎著）近代日本研究資料』二巻（慶應義塾福沢研究センター、一九八八年）がある。同書における西田毅「解説」は、明治版と大正版の比較をとおした検討を行っている。なお、本稿で用いるテキストは、同書所収の明治版に拠った。また他に注（1）前掲書、大村章仁「竹越与三郎における『自治』と『人民』」（『年報日本史叢』、二〇〇〇年）、土屋直人「竹越與三郎『人民読本』における「外交」記述と「戦争」観」（『社会科教育研究』八九、二〇〇三年）などがある。

（3）注（2）前掲『人民読本』には、「本書に対する新聞雑誌の批評」として次の各誌のものが収められており、いずれも好意的な評価である（一〇一―一一〇頁）。『人民新聞』『福音新報』『大日本』『関西日日新聞』『信濃毎日新聞』『実業新聞』『讃岐日日新聞』『教育実験界』『警醒』『土陽新聞』『慶應義塾学報』『教育時論』『福岡日日新聞』『護教』『静岡新報』『万朝報』『少年世界』『東京日日新聞』『毎週新誌』『大阪毎日』『報知新聞』『都新聞』『讀賣新聞』『二六新報』『奥羽日日新聞』『女鑑』『新愛知』『若越新聞』『鹿児島新聞』『神戸新聞』『北国新聞』『女子の友』『教育公報』『中国民報』『米沢新聞』『大阪朝日新聞』『婦人新報』『静岡民友新聞』。

（4）注（1）西田前掲書、二八一―二八二頁。

（5）注（1）高坂前掲書、七頁。

（6）近代日本における「ナショナリズム」の訳語が最初に用いられるようになったのは、明治二二年の「大日本帝国憲法」公布に前後してのことであるとされ、志賀重昂により創設された政教社の機関誌『日本人』では「国粋主義」とあり、陸羯南による新聞『日本』では「国民主義」とある。「国家主義」の語は、明治二三年の「教育勅語」発布以降に顕在化し、日清・日露戦争を経て一般化していく（金采洙「近代日本におけるナショナリズムの成立と展開様

相」『日本研究』二八、二〇〇四年）。

（7）評伝としては、立命館大学西園寺公望伝編纂委員会編『西園寺公望伝』一巻～四巻（岩波書店、一九九〇―一九九六年）が詳しい。また、文部大臣時代に着目した論考としては、張智慧「文部大臣西園寺公望の文教政策」（『市大日本史』八、二〇〇五年）がある。

（8）第二の教育勅語案は、注（7）前掲『西園寺公望伝』別巻二（一九九七年）に収められている。それを取り上げた論考として、小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」（『人文学報』六四、一九八九年）、注（7）前掲張論文、難波知希「西園寺公望による教育勅語補正計画――日清戦後の『新道徳』に着目して――」（『東京大学大学院教育学研究科紀要』六〇、二〇二〇年）などがある。

（9）注（2）前掲『人民読本』、七頁。

（10）注（2）前掲『人民読本』、二四八頁。

（11）『西園寺公望伝』別巻二、四一頁。

（12）『西園寺公望伝』二巻（二一八―二二一頁）は、当時の修身教育の主要教材であった『幼学綱要』における「孝行」の内容が、たとえば「晋の王延（無道の継母に仕え、供養す）」、「宋の徐積（三歳で父母に死別し、喪を終えてなお生ける亡が如く永く供えを絶やさず）」、「呉の帰鉞（父の後妻に苛められたが、父の死後も自分の食を節して母弟を養う）」など、「極端な事例を模範的人物とした」ことを指摘している。

（13）『西園寺公望伝』別巻二、四二頁。

（14）『教育時論』四二一（明治二九年〔一八九六〕一二月二五日）。なお、西園寺の「世界主義」に対する当時のマスコミによる賛否は、注（8）前掲小股論文に詳しい。小股氏は、「西園寺を攻撃したのは陸羯南の『日本』を筆頭に、『日出新聞』、『朝日新聞』、『国会新聞』、『明教新誌』、『教育報知』、『九州日日新聞』などであり、西園寺を擁護したのは徳富蘇峰の『国民之友』、福沢諭吉の『時事新報』をはじめ、『朝野新聞』、『ジャパンガゼット』、『めざまし新

聞』、それに『教育時論』であった」と分類、指摘している。

(15) 『教育時論』三七〇（明治二八年〔一八九五〕七月二五日）。

(16) 注（8）前掲難波論文、四〇八頁。

(17) 同前、四一〇頁。

(18) 注（2）前掲『人民読本』、七頁。

(19) 『人民読本』、二三―二四頁。

(20) 坂口茂『近代日本の愛国思想教育』上巻（星雲社、一九九九年）、四五二頁。

(21) 『人民読本』、二四頁。

(22) 同前、二四―二五頁。

(23) 同前、二六頁。

(24) 同前、二七頁。西田前掲書参照、二八一頁。

(25) 同前、二七―二八頁。西田前掲書参照、二八一頁。

(26) 同前、四二頁。

(27) 同前、二七―二八頁。

(28) 同前、二八頁。

(29) 同前。

(30) 同前。

(31) 同前、二九頁。

(32) 西田前掲書、二八二頁。

(33) 『人民読本』、三四頁。

(34) 同前、三〇—三一頁。
(35) 『国民新聞』(明治二六年〔一八九三〕九月一四日)。
(36) 『人民読本』、三二頁。
(37) 『日刊世界之日本』(明治三〇年〔一八九七〕一〇月二日)。
(38) 『教育時論』五八〇(明治三四年〔一九〇一〕五月二五日)。
(39) 『東京日日新聞』(明治三四年〔一九〇一〕五月一八日)。
(40) 注(3)参照。
(41) 『信濃毎日新聞』(明治三四年〔一九〇一〕五月一八日)。
(42) 『福音新報』三〇八(明治三四年〔一九〇一〕五月二二日)。
(43) 『慶應義塾学報』四一、明治三四年〔一九〇一〕。
(44) 「独立自尊主義の道徳を論ず」(『哲学雑誌』一五(一六〇)、明治三三年〔一九〇〇〕六月)。
(45) 平山洋「福沢諭吉における国家と個人」(『国際関係・比較文化研究』一〇(一)、二〇一一年)参照。
(46) 前掲平山論文は、「福翁百話・百余話・修業立志編における徳育小論とでもいうべき作品群」では、「教育勅語で掲げられている徳目が同様に奨励されている」と指摘している。
(47) 『世界之日本』二一(明治三〇年〔一八九七〕一一月一日)。
(48) 『世界之日本』四(明治二九年〔一八九六〕九月一〇日)。
(49) 竹越与三郎『陶庵公』(叢文閣、一九三〇年)、一六二—一六三頁。
(50) 「現代思想の変化に対する覚悟」(『東亜之光』六(三)、明治四四年〔一九一一〕三月)。
(51) 見城悌治「井上哲次郎による『国民道徳概論』改定作業とその意味」(『千葉大学人文研究』三七、二〇〇八年)。